

福岡市放課後児童クラブ 就労(予定)証明書についてのよくあるご質問

ご記入いただいた就労(予定)証明書は、福岡市の放課後児童健全育成事業（学童保育）である放課後児童クラブの入会審査に使用いたします。ご多忙のところ、ご協力いただき誠にありがとうございます。

皆様から寄せられるご質問とそれらへの回答を一覧にしましたので、ご不明な点等ございましたらご参照いただけますと幸いです。

No.	ご質問	回答
1	「証明日」はいつの日付にすればよいですか。	就労証明書をご記入いただいた日を記入してください。
2	「印」の箇所に押印は必要でしょうか。	「記入内容の問い合わせ先」の3項目（担当部署、担当者名、電話番号）を記入していただいた場合は、「印」の箇所に押印は必要ありません。
3	修正はどのように行えばよいでしょうか。	誤りの箇所に二重線を引き、傍に正しく書いてください。 「記入内容の問い合わせ先」の3項目（担当部署、担当者名、電話番号）を記入せず、「印」の箇所に押印している場合は、修正箇所の二重線上に押印が必要ですが、「記入内容の問い合わせ先」の3項目を記入していて「印」の箇所に押印していない場合は、修正箇所に押印は不要です。
4	本社で就労証明書を記入する必要がありますか。	いいえ、支店や営業所等でご記入いただける場合は、本社で書いていただく必要はありません。その際、「代表者職・氏名」は支店長や営業所長の方のお名前をご記入いただいても問題ありません。
5	直筆ではなく、Excelファイルに入力して印刷したものでも証明になりますか。	直筆でも印刷したものでも問題ありません。
6	夜勤等で日をまたぐ勤務のとき、日数は2日として数えますか。	いいえ、1日として数えてください。
7	勤務時間が1パターンしかない場合、どのように表現すればよいですか。	「①」欄にだけ記載してください。
8	勤務時間が4パターン以上ある場合、どのように表現すればよいですか。	余白部分に「別添参照」等とご記入いただいて、別紙に勤務時間をパターン毎にご記入ください。別添の様式については任意の様式で問題ありません。
9	勤務時間のパターンが無い場合、どのように表現すればよいですか。	余白部分に「別添参照」等とご記入いただいて、直近3ヶ月分のシフト表等の写しを添付してください。
10	入会要件に「6か月以上継続していること」とありますが、更新があっても雇用期限が6か月に満たない場合は、入会できないのですか。	いいえ、「更新がある場合：更新時期○か月毎の更新有」の「○」の箇所に更新の周期を記入していただければ、継続予定であると見なし要件を満たしますので、入会が可能です。
11	まだ雇用開始していない場合でも、就労証明書を記入する必要がありますか。	保護者の方は、雇用開始日から児童を預ける必要があります、事前に入会申込の手続きを要しますので、雇用開始前の場合でも予定ということで就労証明書をご記入いただかなければなりません。このとき、就労証明書中段の「上記のとおり{雇用中・雇用予定}であることを証明します。」の欄は、「雇用予定」の方に○を付けてください。 なお、雇用開始後、今度は「雇用中」の方に○をしていただいた就労証明書を再度ご提出いただくことになります。お手数をおかけしてしまい大変申し訳ございませんが、何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。
12	現在の就労状況から日数や就業時間を増やす予定の就労者や、産前産後休暇・育児休暇から復職予定者はどのように証明すればよいですか。	保護者の方は、事前に入会申込の手続きを要しますので、予定という形で、就労証明書をご記入いただかなければなりません。このとき、就労状況が変わる日を雇用開始日としてください。「直近3か月の実績」については、今後の見込みの記入をお願いいたします。（例：4月から就労状況が変わる場合は4、5、6月の予定。） また、就労証明書中段の「上記のとおり{雇用中・雇用予定}であることを証明します。」の欄は、「雇用予定」の方に○を付けてください。 なお、雇用開始後、今度は「雇用中」の方に○をしていただいた就労証明書を再度ご提出いただくことになります。お手数をおかけしてしまい大変申し訳ございませんが、何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

福岡市放課後児童クラブ 就労(予定)証明書についてのよくあるご質問

13	近日中に退職を予定している者から、証明の依頼を受けましたが、どう証明すればよいですか。	入会時には、利用開始日から6か月、就労が見込まれることを確認いたします。近日中に退職を予定している場合で、退職予定日より前に利用開始するときは、「現在の会社が記載した就労証明書」と「新しい会社が記載した就労証明書」の両方を確認させていただきますので、現在の会社では退職予定日までの就労状況の証明をお願いいたします。この時、「雇用開始日」欄の「期限がある場合」欄に、退職予定日の記載をお願いいたします。 ただし、放課後児童クラブ利用開始日に既に退職している場合は、現在の会社に御証明いただくことはありませんので、恐れ入りますが依頼者（保護者）に「新しい会社に証明してもらう必要があるだろう。詳しいことは児童クラブか放課後こども育成課に聞いてくれ」とお伝えいただければ助かります。特に、新年度4月からの入会申込のための就労証明書は、申込期限から利用開始日までの期間が長いので、このようなことが生じがちです。（4月利用開始の場合、1月末までが入会申込の提出期限ですが、この場合は4月以降、就労を6か月以上予定していることを確認します。したがって、現在の会社を3月31日までに退職する場合、（4月からの就労については証明しようがないのですので、）現在の会社では就労証明書を書きません。）
14	「直近3か月の実績」は必ずしも記載しなければならないものでしょうか。	勤務時間を超えて就労する場合、入会や延長利用の可否に関わることがあります。放課後児童クラブは最大19時までの延長利用が可能ですが、例えば、就労日数が月に15日以上あり、時間外勤務を含めずに通勤時間と合わせて終業時刻が18時を超える場合は、最大である19時までの延長利用が可能ですので、実績については記載いただく必要はありません。 （例） 17：30に終業し勤時間は45分で自宅に到着するのが18：15の場合、 時間外勤務を含めなくとも既に自宅到着時刻が18時を超えており、19時までの延長利用が可能ですので、直近3か月の実績は証明いただく必要がございません。
15	育児による短時間勤務の場合、どのように表現すればよいですか。	「育児・介護による短時間勤務制度を利用中の場合」の項目に、実施期間と勤務時間をご記入ください。 また、短時間勤務を終えるときには、短時間勤務終了前に再度通常の勤務時間での就労証明書のご記入をお願いすることになります。短時間勤務の期間とその後の勤務時間が明確な場合は、あらかじめ「勤務時間」の項目の「●固定勤務の場合」の項目にご記入ください。短時間勤務終了後に再度就労証明書をご記入いただく必要はありません。
16	育児による短時間勤務の場合、時間外勤務はどのように表現すればよいですか。	育児・介護による短時間勤務制度を利用中の規定の勤務時間を「勤務時間」欄にご記入いただき、その終わりの時間より長く勤務した実績を「時間外勤務」欄にご記入ください。
17	固定残業制度ですので時間外勤務手当の支給対象でない従業員の場合、「時間外勤務」欄はどう記載すればよいですか。	放課後児童クラブの入会及び延長利用の審査においては、保護者等が就労等で家にいないことを確認させていただいておりますので、時間外勤務手当の支給対象でない方の分の証明書においても、「勤務時間」欄の時間より長く働いた分の実績をご記載ください。
18	管理職や経営者・役員等で、時間外勤務手当の支給対象でない者の証明を行う場合、「時間外勤務」欄はどう記載すればよいですか。	放課後児童クラブの入会及び延長利用の審査においては、保護者等が就労等で家にいないことを確認させていただいておりますので、時間外勤務手当の支給対象でない方の分の証明書においても、「勤務時間」欄の時間より長く働いた分の実績をご記載ください。
19	1回あたりの時間外勤務の時間を算出すると割り切れません。どのように記載をすればよいでしょうか。	割り切れない場合、1分未満は切り上げて証明してください。
20	直近3か月の実績は証明できますが、ちょうど閑散期で繁忙期と時間外勤務等に大きな差があります。どのように記入すればよいでしょうか。	繁忙期がある業務等で、1年間を通じて時間外勤務が増減する場合は、繁忙期を含む連続する3か月を記載してください。例えば、6月が繁忙期であれば、「4月・5月・6月」「6月・7月・8月」の証明をしてください。
21	フレックスタイム制の従業員の「勤務時間」「時間外勤務」欄はどう記入すればよいですか。	おおよそで問題ありませんので、勤務時間が4パターン以内に収まる場合はそれ等のパターンを勤務時間の①～④に記載してください。 そして、それぞれのパターンの勤務時間の終了時刻以降に勤務した実績を、時間外勤務欄に記載してください。 （例）1日の勤務時間が8時間（1時間の休憩除く）の被雇用者の勤務実態が、概ね8～17時、9～18時、10～19時の3つの勤務パターンである場合で、8～17時のときは毎回18時まで勤務した場合。 ①8時00分～17時00分 10日 10回 1時間00分／回 ②9時00分～18時00分 5日 0回 0時間00分／回 ③10時00分～19時00分 5日 0回 0時間00分／回

福岡市放課後児童クラブ 就労(予定)証明書についてのよくあるご質問

22	朝の時間帯に時間外勤務が発生している場合、放課後児童クラブの「時間外勤務」欄に証明は必要でしょうか。	放課後の時間帯に就労等で家にいないことを確認させていただきますので、始業前の時間外勤務実績はご証明いただく必要はありません。概ね15時以降に時間外勤務が生じている場合のみ、「時間外勤務」欄のご記入をお願いいたします。
23	福岡市放課後児童クラブの就労証明書以外の証明書では受理されませんか。（保育所向け様式や独自様式）	福岡市放課後児童クラブの就労証明書の項目がすべて記載されていれば、他の様式でも受理可能です。不足する項目は、余白に記入していただければ問題ありません。
24	保護者が会社の代表者の場合、どのように表現すればよいですか。	1 「雇用の形態」は「4 その他(代表者職名(例：代表取締役))」としてください。 2 「代表者職・氏名」は、代表者職名と、保護者氏名を記入してください。 3 「記入内容の問い合わせ先」は、代表職である保護者自身でも、他の方でも問題ありません。 ただし、就労証明書でご証明いただけるのは、組織・団体が法人化している場合に限ります。法人化していない場合は、「自営業・農漁業従事者等申告書」で自己申告することになります。
25	就労を始める予定だったため就労証明書を記入しましたが、急遽就労しないことになりました。この場合、記入した就労証明書は返却してもらえますか。	入会申込のためにご提出いただいた書類に関してはお返しすることができません。誠に申し訳ございませんが、あらかじめご了承ください。
26	在宅勤務をしている場合、どのように表現すればよいですか。	通常と同じように勤務時間や事業所所在地等を記入してください。 ただし、フルリモートの場合は、証明書下部の「※勤務地が上記事業所所在地と異なる場合>事業所所在地」欄に、「原則、在宅勤務」等と記入してください。
27	日によって別々の事業所で従事していたり、訪問型の仕事で日によって訪問先が変わる場合、どう表現すればよいでしょうか。	勤務地／訪問先が数か所でパターン化している場合は、「※勤務地が上記事業所所在地と異なる場合」の「事業所所在地」「事業所名」に、最も多い勤務地／訪問先をご記入ください。 毎日のように変わる場合は、「事業所所在地」「事業所名」欄のいずれかに、その理由をご記入ください。（例：「要介護者宅への訪問介護に従事しており、訪問先は毎日変わる。」）
28	病気休職中の場合、どのように表現すればよいですか。	雇用中であっても、休職等で勤務の実態がない場合は児童クラブを利用することができません。（ただし、休職中であっても、診断書を提出し、その内容が入会の条件に該当する場合は利用することができます。（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている場合は、それ等の写し（コピー）を診断書に代えることが可能です。）） したがって、復帰が決まったタイミングで、「雇用開始日>育児休業等で休職中の場合」欄に復帰予定日をご記入いただくことになります。復帰できる見込みが少ない場合は、可能な限り復帰日が近まってから就労証明書のご記入をお願いします。 なお、放課後児童クラブの利用が可能になるのは、復帰する日からです。
29	病気休職から復職したばかりで短時間勤務の場合、どのように表現すればよいですか。	「就労状況>勤務時間」欄には既定の就業時間をご記入いただき、短時間勤務中の就業時間を「就労状況>育児・介護による短時間勤務制度を利用中の場合」欄にご記入ください。
30	有給休暇の取得日数は、勤務日数から差し引かなければなりませんか。	いいえ、有給休暇の日数は差し引く必要はありません。また、「直近3か月の実績」の欄も同様です。
31	土曜日の勤務が定常的にあるわけではなく、突発的に発生する可能性があります。土曜日勤務はどう証明すればよいでしょうか。	定常的でなくても1日でも発生する可能性があるのであれば、「あり」で証明をしてください。
32	雇用中に組織が再編（組織変更、合併、会社分割等）しましたが、雇用開始日はいつとすればよいですか。	再編前の組織で雇用を開始した日をご記入ください。